各号のいずれにも該当する者であることを証する書面又は令第三条第一項の申請人が法第十条第二項各号のいずれにも該当する者であることを証する書面は、次に掲げる書面とする。

一　［略］

二　申請に係る特許発明又は発明が特許法（昭和三十四年法律第百二十一号）第三十五条第一項に規定する従業者等がした同項に規定する職務発明であることを証する書面

三　［略］

様式第六

【書類名】　特許料軽減申請書（特定多国籍企業による研究開発事業等の促進に関する特別措置法）

（【提出日】　平成　　年　　月　　日）

【あて先】　特許庁長官　　殿

【出願の表示】

　【出願番号】

【申請人】

　【識別番号】

　【住所】

　【名称】

【代理人】

　【識別番号】

　【住所又は居所】

　【氏名又は名称】

【申請の理由】

［削る］

【提出物件の目録】

〔備考〕

1　［略］

2　「【出願の表示】」の欄の「【出願番号】」には、設定登録前に特許料を申請するときは「特願○○○○－○○○○○○」のように特許出願の番号を記載し、設定登録後に特許料の第４年分以降を申請するときは「【特許番号】」とし「特許第○○○○○○○号」のように特許番号を記載する。

3～10　［略］

［削る］

11～14　［略］

様式第七

［略］

〔備考〕

1・2　［略］

3　その他は、様式第６の備考１、備考３から９まで及び備考11から14までと同様とする。

各号のいずれにも該当する者であることを証する書面又は令第三条第一項の申請人が法第十条第二項各号のいずれにも該当する者であることを証する書面は、次に掲げる書面とする。

一　［略］

二　申請に係る特許発明又は発明が特許法第三十五条第一項に規定する従業者等がした同項に規定する職務発明であることを証する書面

三　［略］

様式第六

【書類名】　特許料軽減申請書（特定多国籍企業による研究開発事業等の促進に関する特別措置法）

（【提出日】　平成　　年　　月　　日）

【あて先】　特許庁長官　　殿

【出願の表示】

　【出願番号】

【申請人】

　【識別番号】

　【住所】

　【名称】

【代理人】

　【識別番号】

　【住所又は居所】

　【氏名又は名称】

【申請の理由】

【納付年分】　　第　　年分

【提出物件の目録】

〔備考〕

1　［略］

2　「【出願の表示】」の欄の「【出願番号】」には、特許料の第１年分から第３年分まで又は特許料の第１年分から第３年分までと同時に第４年分以降を申請するときは「特願○○○○－○○○○○○」のように特許出願の番号を記載し、設定登録後に特許料の第４年分以降を申請するときは「【出願の表示】」を「【特許番号】」とし「特許第○○○○○○○号」のように特許番号を記載する。

3～10　［略］

11　複数年分を納付するときは、「【納付年分】」の欄に「第何年分から第何年分まで」のように記載する。

12～15　［略］

様式第七

［略］

〔備考〕

1・2　［略］

3　その他は、様式第６の備考１、備考３から９まで及び備考12から15までと同様とする。

備考　表中の［　］の記載は注記である。

附　則

（施行期日）

1　この命令は、平成三十年四月一日から施行する。

（経過措置）

2　この命令による改正後の研究開発事業計画の認定等に関する命令第十一条の規定は、この命令の施行の日以後に同条の規定により提出する申請書について適用し、同日前にこの命令による改正前の研究開発事業計画の認定等に関する命令第十一条の規定により提出した申請書については、なお従前の例による。

省　令

○外務省令第一号

領事官の徴収する手数料に関する政令（昭和二十七年政令第七十四号）第一条第一項及び第四項の規定に基づき、領事官の徴収する手数料の額を定める省令の一部を改正する省令を次のように定める。

平成三十年三月十二日

外務大臣　河野　太郎

領事官の徴収する手数料の額を定める省令の一部を改正する省令

領事官の徴収する手数料の額を定める省令（昭和二十七年外務省令第四号）の一部を次のように改正する。